蕨市建設工事請負競争入札参加者の格付等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第２項の規定により、本市が行う建設工事の請負に係る入札参加資格について必要な事項を定めるものとする。

（格付）

第２条　市が発注する建設工事の入札参加資格については、工事の種類及び金額に応じ建設業法（昭和27年法律第100号）第27条の23第１項の規定による経営事項審査の総合評定値（以下「総合評定値」という。）をもって、蕨市建設工事請負業者等審査委員会設置要綱（平成20年蕨市要綱第４号）に定める蕨市建設工事請負業者等審査委員会に諮り、Ａ級、Ｂ級及びＣ級の３級に格付するものとする。

２　官公需適格組合の認定を受けた者のうち、次に掲げる書類を添えて申出があったものについては、事業協同組合に係る総合評定値の算定方法等に関する特例要領により算定される数値をもって、総合評定値に変えることができる。

（１）　官公需適格組合証明書の写し

（２）　５以内の組合員の経営事項審査結果通知書の写し

（３）　官公需適格組合資格審査数値計算表

３　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の決定を受けた者は、決定後の経営事項再審査の総合評定値によるものとする。

４　格付の有効期間は、指名競争入札参加者名簿の登録期間とする。ただし、新しい格付が決定されるまでは、従前の格付を適用するものとする。

（指名業者の選定）

第３条　指名競争入札に関し指名する業者の選定は、前条第１項の規定により格付された者で、別表第１の区分によるものとする。ただし、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別表第２の各区分に応じた者を参加させることができるものとする。

第４条　会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てを行った者で、手続開始の決定を受けていないものは、指名することができない。

第５条　特別の技術を要する工事又は特別の理由がある場合は、第３条の規定にかかわらず、指名する業者を選定することができる。

第６条　指名競争入札に参加させる者の数は、原則的に別表第３に掲げる数とする。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、入札参加資格について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年２月27日要綱第９号）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月31日要綱第46号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

格付区分	土木工事／建築工事／舗装工事	その他の工事
A	50,000千円以上	その都度市長が定める
B	30,000千円以上50,000千円未満	その都度市長が定める
C	30,000千円未満	その都度市長が定める

別表第２（第３条関係）

土木工事／建築工事／舗装工事	区分
1　Aに格付された者を参加させるべき建設工事	B（ただし、70,000千円未満の工事に限る）
2　Bに格付された者を参加させるべき建設工事	A又はC（40,000千円を超える工事にあっては、Aに限る。）
3　Cに格付された者を参加させるべき建設工事	B

別表第３（第６条関係）

設計金額	指名業者数
50,000千円以上	10社以上
30,000千円以上	８社以上
10,000千円以上	６社以上
5,000千円以上	５社以上
2,000千円以上	４社以上